

明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県住宅供給公社（以下「公社」という。）が交付する明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業助成金（以下「助成金」という。）の公正かつ効率的な使用の促進に関して必要な事項を定める。

(交付対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、明舞団地内のサブセンター等の既存店舗等が実施する事業で、明舞団地の地域活力の増進に繋がる以下に示した何れかの事業とする。

- (1) 店舗構成の多様化等に繋がり来街者の増加等に寄与する商業・飲食店機能の増進を図る事業。
- (2) 子育て・高齢者支援など地域交流や生活支援等に寄与する地域コミュニティ機能の増進を図る事業で、介護福祉関係施設の類に該当しない事業。
- (3) 住民が健康で暮らせる地域づくりに寄与する健康・医療・福祉機能の増進を図る事業で、医療関係施設の類に該当しない事業。
- (4) その他、個性的・創造的な活用内容によりサブセンター等の再生・活性化機能の増進を図る事業。

(交付対象事業者)

第3条 助成金の交付対象となる事業者は、明舞団地内で公社が所有する次に掲げる何れかのサブセンター等の既存店舗等賃借人とし、前条の事業を実施するものとする。

- (1) 明舞北センター
- (2) 朝霧ショップ
- (3) 矢元台ショップ
- (4) 明舞第2センタービル
- (5) 明舞業務棟
- (6) 明舞プラザ

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗改装費

(助成事業の採択基準)

第5条 助成事業は、次の(1)から(4)に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

- (1) サブセンター等を含む明舞団地の環境変化への対応等事業実施の必要性が高いこと。
- (2) 助成事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- (3) 助成事業の実施により、集客力の増加が見込まれる等サブセンター等の活性化の効果が高いこと。
- (4) 助成事業の実施による目指すべき目標が具体的に設定されていること。

(助成回数)

第6条 助成事業の助成回数は、賃貸借契約期間内に1回限りとする。

(助成率)

第7条 助成事業の助成率は、助成対象経費の2/3以内とする。

(助成限度額)

第8条 助成事業に対する助成金の限度額は、1,000千円とする。

- 2 前項において、交付対象事業者が本事業以外の助成制度を併せて申請する場合にあっては、助成事業の対象となる経費から本事業以外の助成制度の助成対象経費を控除したものを本事業の助成対象経費として申請しなければならない。

(交付申請)

- 第9条 助成金の交付を受けようとする者は、指定する期日までに助成金交付申請書（様式第1号）及びその添付書類を公社の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定)

- 第10条 理事長は、前条の申請に係る書類の審査等の結果、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする。
- 2 理事長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該助成金の交付申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第11条 前条第2項の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(変更)

- 第12条 助成事業者は、助成事業の内容の変更（助成事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で助成金の額に変更が生じない場合を除く。）を行おうとする場合で、第10条第2項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、助成金変更交付申請書（様式第3号）及び変更金額・変更内容を確認できる添付書類を、理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の申請があったときは、書類の審査等により決定を行い、その旨を助成金交付決定変更通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(中止又は廃止)

- 第13条 助成事業者は、助成事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を助成事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業遂行の義務)

- 第14条 助成事業者は、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

(遂行状況の報告書等)

- 第15条 助成事業者は、理事長から助成事業の実施状況の報告を求められたときは、当該報告をしなければならない。
- 2 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに助成事業遂行困難状況報告書（様式第7号）を理事長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第16条 助成事業者は、店舗改装工事が完了したときは30日以内、又は第10条の交付決定に係る公社の会計年度が終了したときは10日以内に、助成事業実績報告書（様式第8号）及びその添付書類を理事長に提出しなければならない。

(是正命令等)

第 17 条 理事長は、助成事業に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第 15 条第 1 項の報告があった場合に準用する。

3 助成事業者は、第 1 項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(交付)

第 18 条 理事長は、第 16 条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成事業者から提出される助成金請求書（様式第 9 号）に基づき助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 19 条 理事長は、助成事業者が、次の各号の何れかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を助成金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により当該助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の返還)

第 20 条 理事長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞利息)

第 21 条 助成事業者は、前条第 1 項の規定により助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を公社に納付しなければならない。

2 助成事業者は、前条第 1 項の規定により助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞利息を公社に納付しなければならない。

(補則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

助 成 金 交 付 申 請 書

第 _____ 号
平成(令和) 年 月 日

兵庫県住宅供給公社

理事長

様

住 所

団体名

代表者

〔担当者名

印

〕

平成(令和) 年度において、明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業
を下記のとおり実施したいので、助成金 _____ 円を交付願いたく助成
金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

2 事業に要する経費 _____ 円

3 助成対象経費 _____ 円

4 事業の着手予定年月日 _____ 平成(令和) 年 月 日

5 事業の完了予定年月日 _____ 平成(令和) 年 月 日

6 添付書類

(1) 助成対象施設の整備費用等見積書(写)

(2) 本事業以外の助成金がある場合は、その助成を証する書類

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

第 _____ 号
平成(令和) 年 月 日

(助成事業者)

様

兵庫県住宅供給公社
理事長

印

平成(令和) 年 月 日付け第 _____ 号で申請のあった平成 _____ 年度明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業助成金については、金 _____ 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この助成金の交付の対象となる事業内容は、助成金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び助成金の額は、次のとおりとする。

助成事業に要する経費	円
助 成 対 象 経 費	円
助 成 金 の 額	円
- 3 助成事業者は、助成金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この事業は、平成(令和) 年 月 日までに完了しなければならない。
- 5 補助金交付の条件は、前4項に定めるもののほか、次のとおりとする。

助 成 金 変 更 交 付 申 請 書

第 _____ 号
平成(令和) 年 月 日

兵庫県住宅供給公社

理事長 _____ 様

住 所

団体名

代表者

印

〔担当者名 _____〕

平成(令和) 年 月 日付け第 _____ 号で交付決定のあった平成(令和) 年度明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業については、下記のとおり交付決定の内容を変更し、助成金 _____ 円の交付を受けたいので承認願いたく、助成金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

3 事業に要する経費 _____ 円

4 助成対象経費 _____ 円

5 事業の着手予定年月日 _____ 平成(令和) 年 月 日

6 事業の完了予定年月日 _____ 平成(令和) 年 月 日

7 添付書類

(1) 助成対象施設の整備費用等見積書(写)

(2) 本事業以外の助成金がある場合は、その助成を証する書類

助成金交付決定変更通知書

第 号
平成 年 月 日

（助成事業者）

様

兵庫県住宅供給公社

理事長

印

平成（令和） 年 月 日付け第 号で変更申請のあった平成（令和）
年度明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業助成金については、下記のとおり
変更して交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この助成金の交付の対象となる事業内容は、助成金変更交付申請書に記載の
とおりとする。
- 2 変更後の事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

助成事業に要する経費	円
助成対象経費	円
助成金の額	円
今回増（減）額決定額	円
- 3 助成金交付の条件等については、上記のほか、平成（令和） 年 月 日
付第 号の助成金交付決定通知書第3項から第5項までのとおりとする。

助成事業中止（廃止）承認申請書

第 _____ 号
平成（令和） 年 月 日

兵庫県住宅供給公社
理事長

様

住 所

団体名

代表者

印

〔担当者名

〕

平成（令和） 年 月 日付け第 _____ 号で交付決定のあった平成（令和） 年度明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業については、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく助成金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止予定期間 平成（令和） 年 月 日～平成（令和） 年 月 日
（廃止予定年月日 平成（令和） 年 月 日）

助成事業中止（廃止）承認通知書

第 号
平成（令和） 年 月 日

（助成事業者）

様

兵庫県住宅供給公社

理事長

印

平成（令和） 年 月 日付け第 号で中止（廃止）申請のあった平成（令和）年度明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業助成金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

平成（令和） 年 月 日付け第 号で申請のあった事業は、助成事業中止（廃止）承認申請書に記載のとおり中止（廃止）する。

助成事業遂行困難状況報告書

第 _____ 号
平成(令和) 年 月 日

兵庫県住宅供給公社

理事長

様

住 所

団体名

代表者

〔担当者名

印

〕

平成(令和) 年 月 日付け第 _____ 号で交付決定のあった平成(令和) 年度明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業については、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、助成金交付要綱第15条第2項の規定により報告します。

記

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

助 成 事 業 実 績 報 告 書

第 _____ 号
平成(令和) 年 月 日

兵庫県住宅供給公社
理事長

様

住 所

団体名

代表者

〔担当者名

印

〕

平成(令和) 年 月 日付け第 _____ 号で交付決定のあった平成(令和) 年度
明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業については、下記のとおり実施した
ので、助成金交付要綱第 16 条の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の内容

2 助成対象経費 _____ 円

3 事業の着手年月日 _____ 平成(令和) 年 月 日

4 事業の完了年月日 _____ 平成(令和) 年 月 日

5 添付書類

(1) 助成対象経費の領収書（写－原本証明をしたもの）

(2) 助成対象事業にかかる実施前・実施後の写真（日付の入ったもの）

助 成 金 請 求 書

金 円也

ただし、平成(令和) 年度明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業助成金

上記のとおり、助成金交付要綱第18条の規定により請求します。

平成(令和) 年 月 日

兵庫県住宅供給公社
理事長

様

住 所

団体名

代表者

[担当者名

印

]

振込口座 銀行名・支店名 []

預金の種類 []

口座番号 []

フリガナ
預金者名 []

助 成 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書

第 _____ 号
平成(令和) 年 月 日

(助成事業者)

様

兵庫県住宅供給公社

理事長

印

平成(令和) 年 月 日付け第 _____ 号で申請のあった平成(令和) 年
度明舞団地サブセンター等の既存店舗等改装事業助成金については、下記のとおり
決定したので通知します。

記

- 1 助成金額 _____ 円を取り消す。
- 2 事業に要する経費及び助成金の額は次のとおりとする。

助成事業に要する経費	円
助 成 対 象 経 費	円
助 成 金 の 額	円

[取消しの理由]